

## ○伊奈町水道事業給水条例施行規程

平成10年4月1日

企業管理規程第3号

改正 平成13年12月18日企管規程第2号

平成23年11月16日企管訓令第2号

平成27年3月24日企管訓令第4号

伊奈町水道事業給水条例施行規程（昭和58年企業管理規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、伊奈町水道事業給水条例（昭和48年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（共用給水装置）

第2条 条例第4条第2号に規定する共用給水装置の設置は、家屋所有者の請求に基づき2世帯以上の用に供する場合で、特に必要があると認めるときに限り、これを承認する。

（工事の申込）

第3条 条例第5条の規定により、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（工事に先立ってあらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の一部又は全部をいうものである。ただし、給水用具の製造工場内で行う給水用具の組立作業や、住宅生産工場内で行われる工場生産住宅に給水管及び給水用具を設置し、又は変更する作業は給水装置工事には含まれない。）をしようとする者は、第1号様式により申し込まなければならない。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条で定める給水装置の変更は、この限りではない。

(加入金の減免)

第4条 条例第6条第2項の規定により、加入金を軽減又は免除することができる者は、次の各号のいずれかに該当するときとし、第2号様式により管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に規定する管理者の権限を行う長をいう。以下同じ。）に申請するものとする。

(1) 現に給水装置を所有するものが、当該給水装置を撤去し、同時にそれにかわる給水装置を伊奈町水道事業の設置等に関する条例（昭和47年条例第3号）第2条第2項の規定による給水区域において申し込むとき。

(2) 地震、水害、火災その他の災害において、一時的に被災者の居住用、飲料用水用に供するため給水装置を新設するとき。

(工事の費用負担)

第5条 条例第7条ただし書及び条例第25条第2項ただし書に規定する管理者において費用負担する給水装置工事とは、配水管への取付口から丙止水栓までの給水装置（メーターボックスを除く。）の善良な管理状態での自然漏水の修繕をいう。

(工事の施行区分)

第6条 条例第8条第1項に規定する管理者が施行する給水装置工事とは、管理者が発注して施行する給水装置修繕工事をいう。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 条例第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とは、条例第5条に規定する給水装置の新設等の申し込みによる管理者の承認を受けた工事をいう。

(設計審査の基準)

第7条 条例第8条第2項に規定する指定給水装置工事事業者が施工する

給水装置の設計審査の基準は、給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和58年企業管理規程第4号）の規定によるものとする。

（工事検査の基準）

第8条 条例第8条第2項に規定する指定給水装置工事事業者が施工した給水装置工事の工事検査は、給水装置の構造及び材質に関する規程第3条に規定する「給水装置工事標準計画・施工方法」に基づき、次の各号により検査する。

- （1） 当該給水装置が構造・材質基準に適合している認証品使用の確認
- （2） しゅん工図と現況の確認
- （3） 圧力検査の確認
- （4） その他形状・寸法等の確認

2 前項に規定する給水装置工事の工事検査については、管理者が必要があると認めるときは、当該給水装置の中間検査を実施することができる。

3 指定給水装置工事事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指示された期間内にこれを行い、あらためて管理者の検査を受けなければならない。

（同意書の提出）

第9条 条例第8条第3項に規定する利害関係人の同意書等を要する場合は次の各号に掲げるときとする。

- （1） 他人の家屋又は土地内に給水装置を設けようとするとき。
- （2） その他管理者が必要があると認めるとき。

（工事費の算出）

第10条 条例第10条第3項の規定による工事費の算出は、次の各号のとおりとする。

- （1） 労力費は、管理者が定める賃金表による。

(2) 道路復旧費は、道路管理者が定める復旧方法により、管理者が定めた額とする。

(3) 間接経費は、材料費及び労力費の額の100分の25以内とする。

(新設等の費用納付)

第11条 条例第5条の規定により給水装置を申し込む者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その費用を納入通知書をもって通知をした日から15日以内に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(1) 条例第6条第1項の規定による加入金

(2) 条例第10条第1項の規定による工事費

(3) 管理者が申込者の依頼により施工する舗装本復旧工事費

(4) 条例第38条第2号及び同条第3号の手数料

(5) その他管理者が必要と認めたもの

(工事費の分納の特例)

第12条 条例第12条の規定により分納を希望する者は、第3号様式により申請するものとする。

2 管理者は、前項の申請を承認したときは、市中金利を勘案して、これを徴収することができる。

(給水契約の申込)

第13条 条例第18条の規定により水道を使用しようとする者は、第4号様式によりあらかじめ管理者に申し込まなければならない。

(代理人の選定)

第14条 条例第19条の規定による代理人を選定したとき、又は変更があったときは、第5号様式により届け出なければならない。

(管理人の選定)

第15条 条例第20条の規定による管理人を選定したとき、又は変更があったときは、第6号様式により届け出なければならない。

(水道メーターの保管)

第16条 条例第22条第2項の規定により、水道使用者等は、水道メーター（以下「メーター」という。）を清潔に保管し、設置場所には、その点検又は修理に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

(メーターの弁償)

第17条 条例第22条第3項に規定するメーターの弁償額は新規購入価格とする。

(届出の義務)

第18条 条例第23条の規定による届出は、次の各号による。

(1) 水道の使用を開始し、又は廃止し、若しくは休止しようとするとき 第7号様式

(2) 用途を変更しようとするとき 第8号様式

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 第9号様式

(4) 水道使用者の氏名又はその住所に変更があったとき 第10号様式

(5) 給水装置の所有者に変更があったとき 第11号様式

(6) 消火用として水道を使用したとき 第12号様式

2 前項第1号、第2号及び第4号の届け出については、電話又はその他の方法で各様式に代わる届け出をすることができる。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 条例第26条の規定により、給水装置の機能又は水質の検査を受けようとするときは、第13号様式により請求しなければならない。

(緊急給水)

第20条 災害その他において、緊急に水道水を補給することが適切であると管理者が認めるときは、使用者及び給水対象者外の者にも給水することができる。この場合における供給場所は、最寄りの給水装置又は浄水場及び配水場とし、使用料金については、その都度管理者が定める。

(料金算定の基準日)

第21条 条例第29条の規定による定例日が、町の休日に当たるとき又は管理者が必要と認めたときは、順次繰下げ又は繰上げることができる。

(料金の徴収)

第22条 条例第33条の規定による料金の徴収は、次のとおりとする。

(1) 納入通知書による場合の納入期限は、納入通知書を発送した日から15日とする。

(2) 口座振替による場合は、口座振替請求書の発送月の翌月5日とし、当該日が出納取扱金融機関等の業務を行わない日に当たるときは、翌営業日とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の減免)

第23条 条例第39条の規定により、料金、手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、その理由を付して、管理者に第14号様式により申請しなければならない。

(給水停止の通知等)

第24条 条例第42条第1項の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ文書により、水道使用者等に通知する。

2 給水を停止する場合において、止水栓が宅地内にあり、職員の立入を拒んだ場合でも停水することができる。

(身分証票)

第25条 料金等の徴収、メーターの検針、給水装置の工事又は検査及び

給水の停止に従事する職員は、その身分を明らかにするため、町職員証を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、改正前の伊奈町水道事業給水条例施行規程によってなされた承認、検査及びその他の処分並びに申込み、届け出及びその他の手続きは、なお従前の例による。

#### 附 則（平成13年企管規程第2号）

この規程は、平成13年12月18日から施行する。

#### 附 則（平成23年企管訓令第2号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前に、改正前の伊奈町水道事業給水条例施行規程の様式によりされた申請は、この訓令による改正後の伊奈町水道事業給水条例施行規程の様式によりされた申請とみなす。
- 3 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の伊奈町水道事業給水条例施行規程第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則（平成27年企管訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。